

令和4年第8回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月12日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2B C

3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第43号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第44号 不動産取得税徴収猶予に関する適格者について
議案第45号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について
議案第46号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
報告第15号 農用地利用配分計画の認可について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

| | |
|------|-------|
| 局長 | 一戸 武二 |
| 次長 | 西村 実洋 |
| 農地係長 | 斎藤 和広 |
| 農政係長 | 工藤 知徳 |

農業委員会金木支所

| | |
|-----|-------|
| 支所長 | 秋村 正紀 |
|-----|-------|

農林政策課

| | |
|----|--------|
| 主任 | 山田 竜太郎 |
|----|--------|

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 4 年第 8 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 20 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させていただきます。

議事録署名者には、17 番 中谷徳善委員、18 番 小野列子委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、農林政策課の山田主任にお願いい

たします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和4年6月28日午後1時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、松本浩幸推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

次に、令和4年7月5日午前9時30分から、森会長、白戸委員、高橋推進委員で五所川原地区の登記官照会1件。

令和4年7月8日午後9時30分から、柳原委員、松本推進委員で五所川原地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第40号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第40号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転3件、無償所有権移転5件です。

2ページをご覧ください。

- 1 番 金木町中柏木鎧石、畑 1 筆、6,756 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 5,404,800 円の有償移転です。
- 2 番 大字高野字柳田、畑 1 筆、1,858 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 150,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字前田野目字川崎、田 1 筆、畑 2 筆、合計 1,378 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 300,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字姥菴字桜木、田 1 筆、畑 1 筆、合計 803 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 5 番 大字神山字野岸、畑 1 筆、5,070 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 6 番 大字鶴ヶ岡字福田、田 4 筆、合計 10,296 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 7 番 大字種井字山野辺ほか、田 29 筆、畑 1 筆、合計 61,239 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 8 番 大字小曲字豊成、田 2 筆、合計 8,935 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議長 議案第40号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第40号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第40号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第41号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 7ページをご覧ください。

議案第41号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、使用貸借権設定1件です。

8ページをご覧ください。

1 番 大字飯詰字影日沢、畑 1 筆、3,198 m²のうち 302.45 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は携帯電話無線基地局建設工事の一時転用です。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約 6.0 km に位置し、農地が散在し、周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であるためその他の農地（第 2 種農地）と判断されます。

申請人は、電気通信事業を営んでおり、同地に無線基地局を設置するにあたり、事業計画届出書の提出がありました。農地法施行規則第 29 条 16 項による農地の転用の制限の例外に該当すると思われるが、基地局建設の為、仮設資材置場及び作業スペースとして一時転用するため今回の申請に至りました。北・西側は畑、南側は道路、東側は田であるが、工事による雑排水は発生しないため周囲の農地は被害が及ばないものと考えられます。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。申請地の位置については、9 ページを御覧下さい。

議 長 議案第 4 1 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 4 1 号について原案
のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 4 1 号について原案
のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付
することに決定いたします。

議 長 つづきまして議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 10ページをご覧ください。

議案第42号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、利用権設定13件、所有権移転1件です。

11ページ、番号1番から19ページ13番までの利用権設定13件については皆様のお手元にお配りしてあります。農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

20ページ、番号1番の所有権移転1件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第42号についての説明が終わりました。閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、議案第42号について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第42号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第42号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第43号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 21ページをご覧ください。

議案第43号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件。

1番 農地の所在は、大字稲実字米崎、田1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第43号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、議案第43号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第43号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第44号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 22ページをご覧ください。

議案第44号、不動産取得税徴収猶予に関する適格者について、農地等の一括贈与にかかる下記贈与者及び受贈者は、地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。

23ページをご覧ください。

1番 贈与者は記載のとおりです。農業を営んでいた期間は18年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は19年間、農地法による許可年月日は記載のとおりです。特例の適用を受けようとする農地等の詳細はつがる市、田2筆、中泊町、田18筆です。

以上、徴収猶予を受けるための要件である

・農地の生前一括贈与した日まで贈与者が3年以上農業を営んでいたこと

・受贈者が年齢18歳以上で引き続き3年以上農業に従事していること。

・所有農地の全部を贈与するものであること

・推定相続人の1人に贈与するものであること。

・徴収猶予を新規で受ける場合、追加となった要件の受贈者が認定農業者等担い手であること。

以上の5つの要件全て満たしており、適格者であると判断されます。

議 長 議案第44号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第44号について原案
のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第44号について原案
のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第45号「空き家バンク登録に係る
農地の別段の面積及び区域の解除について」を議題といた
します。

参与からの説明をお願いします。

参 与 24ページをご覧ください。

議案第45号「空き家バンク登録にかかる農地の別段
の面積及び区域の解除について」、農地法第3条第2項第
5号の規定の適用を受け、下記のとおり別段の面積及び
区域の指定を受けた農地について、区域の指定を解除す
るため審議を求めるものです。

解除件数1件です。

農地の所在は大字一野坪字緑石、地目は畑、所有者は記
載のとおりです。

空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を1㎡に五
所川原北地区を指定しましたが、令和4年6月10日、農
地法第3条許可申請書の提出があり承認されたため、解除
するものです。

議 長 議案第45号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第45号について原案
のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第45号について原案
のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第46号「農業振興地域整備計画
の変更に係る意見について」、を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 25ページをご覧ください。

議案第46号「農業振興地域整備計画の変更に係る意
見について」、農業振興地域の整備に関する法律施行規則
第3条の2の規定により五所川原市長から別紙のとおり
依頼があったので意見を求めるものです。

農用地区域からの除外2件です。

26ページをご覧ください。

整理番号令和4年1番変更の区分は除外、変更する農
地の所在は大字石岡字藤巻、変更面積は1,541㎡、
現況地目は畑、台帳地目は田です。変更する理由は貸店
舗及び普通住宅建築で申し出者は記載のとおりです。

申請地は、水道管、ガス管が埋設されてる道路に面し
ている農地で、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著
しい区域にある農地で、教育施設より500m以内に位置し

ている農地であるため第3種農地と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、貸店舗及び普通住宅の建築で、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

整理番号令和4年2番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字石岡字藤巻、変更面積は4,466.80㎡、現況地目は畑、台帳地目は田です。変更する理由は小売業店舗建築です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約2.0kmに位置し、良好な営農条件を備えてる農地で、10ha以上の規模の一団の農地区域にあり第1種農地と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、小売業店舗建築で、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

以上のことから、農振除外及び農地転用が可能な案件であり、許可相当であると判断されます。

計画変更箇所位置図は、27ページをご覧ください。

議長 議案第46号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第46号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第46号について原案のとおり決定し、許可相当の意見を付して、市長に送付することに決定いたします。

 以上、議案第40号から議案第46号まで全ての審議が終了いたしました。

 報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

 事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。

 慎重なご審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長

(中谷 徳善)

1 7 番 委 員

(小野 列子)

1 8 番 委 員
